

児童心理治療施設及び義務教育施設に対する意見書

沖縄県が長年の懸案事項としていた児童心理治療施設が、平成 30 年 4 月に糸満市に開設されます。

この施設に処置される子どもたちは、心理的課題を抱え日常生活の多岐にわたり支障を来しているため、生活支援を基盤とした治療を必要としている。治療を効果的に行うためには、施設全体が治療の場で、施設内で行っている全ての活動が治療という「総合環境治療法」の立場で、医学、心理治療、生活指導、学校教育、家族との治療協力、地域の関係機関との連携を治療の柱とし、医師、心理療法士、児童指導員や保育士、教員など子どもに関わる職員全員が協力して一人一人の子どもの治療目標を達成できる施設運営が必要となるため児童心理治療施設については、社会的養護分野における心理支援のセンターとして、特別支援学校や子どもたちの心の診療拠点病院など他領域のセンターのネットワークづくりが不可欠である。

本市議会は、入所・治療・教育を必要としている子どもたちの治療を含めた生活支援と教育の提供に反対するものではないが、「児童心理治療施設運営ハンドブック」（厚生労働省）に「法定の教員数ではとても対応できない。入所してくる子どもの中には、軽度の知的障害や学習に向かう姿勢がまるで身についていない子もいるので個別指導が必要な子どもも多く、加配や支援員を入れてもらうなど教育委員会の理解を得ていく必要がある」等の趣旨が記されており、開設後の運営には、これに対処できる専門的な知識を持った多くの人的・財政的支援が必要となる。

糸満市立米須小学校大度分校・三和中学校大度分校の 2 校増えることは、本市教育委員会にとって、財政的負担や事務量の増加だけでなく、設置者としての責任が半永久的に重くのしかかる。

沖縄県の施策で設置される児童心理治療施設は、市町村にまたがるため、入所・通学の児童・生徒たちの受け皿を一市で担うのは不公平であり、本市議会は県の特別な人的・財政的支援を求める。

また、糸満市立米須小学校大度分校・三和中学校大度分校設置に関して一連の流れをみていくと、設置ありき、開設日ありきで、子どもたちの教育に本当に必要な処置等について県と市で綿密な話し合いが行われたとは思えない。

全ての子どもたちに、より良い教育環境を保障するためには、県・市・設置法人等の様々な機関が連携協力していく体制づくりが強く求められる。

以上の内容を踏まえ、児童心理治療施設及び義務教育施設に関し、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 貧困率の高い沖縄県においては児童虐待に起因する心因性の課題を抱えた児童・生徒も少なくないため、福祉と教育がしっかり連携した特別支援のあり方についての総合的な見直しを行い、県が責任を持って課題を抱えた児童・生徒のより良い教育環境づくりに努めること。
- 2 糸満市教育委員会の運営に支障が生じないように、沖縄県は、個々の児童・生徒の実態に応じた安定的な教職員の人的配置を保障するとともに、予算の確保及び施設面の設置者である設置法人の責任において対処する体制づくりをするよう県に対し要求する。
- 3 沖縄県全域から子どもたちを受け入れることから、糸満市立米須小学校大度分校・三和中学校大度分校の沖縄県への移管を要求する。
- 4 児童精神科の診療所を併設し外来機能を充実させること。
- 5 社会的養護分野における心理支援のセンターとして、特別支援学校や子どもの心の診療拠点病院など他領域センターのネットワークをつくること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年 3 月23日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長